

## ◎還付申告相談会を開催します

この相談会は、所得税の還付申告のほか、収入が遺族年金や障害年金のみの人、収入がない人、給与や年金のみで所得税が課税されない人の「市・県民税申告書」も受け付けます。

○相談日および会場

と き	と ころ	時 間	対 象
2月1日(月) ～ 3日(水)	市役所本庁 4階 大会議室	午前9時～11時30分 午後1時～4時	1.住宅借入金等特別控除の適用を受ける人 2.医療費控除の適用を受ける人 3.年末調整が済んでいない人 4.公的年金などの所得に係る申告をする人

※この期間は、所得税の確定申告書は税理士、税務署職員が、市・県民税の申告書は市役所職員が受け付けます

●協力団体 関東信越税理士会村上支部

●問い合わせ

確定申告に関すること 村上税務署 ☎53-3141  
(自動音声案内)

\*自動音声案内「2」を選択してください

市・県民税に関すること 税務課市民税係 ☎53-2111  
(内線221、222)

または各支所地域振興課市民生活室

確定申告書は、国  
税庁ホームペー  
ジの「確定申告書等  
作成コーナー」で  
作成できます



## ◎申告が必要な人

### 「1」収入がなくても、市・県民税申告が必要な人

- ①住宅や子どもの学校・幼稚園から所得課税証明書の提出を求められる人(税法上の扶養になっている人も含まれます。)
- ②国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ③国民年金保険料の免除申請をする人
- ④児童扶養手当の給付や各種医療費助成を申請する人および同一世帯の人
- ⑤20歳前の疾病による障害基礎年金の受給者
- ⑥各種福祉制度を利用する人および同一世帯の人(保育園入所や各種介護サービスの利用者や各種福祉サービスの利用者など)

### 「2」市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- ①営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して、米や現金をもらっている人
- ②給与支払報告書、年金支払報告書の内容に変更のある人および控除を追加する人
- ③給与の年末調整を受けていない人
- ④給与支払報告書、年金支払報告書のほかに所得がある人 (内職、外交員など)

### 「3」税務署での所得税の確定申告が必要な人

- ①青色申告の人
- ②分離申告(土地や建物の譲渡、株式の売買、山林の譲渡、先物取引など)の人、初めて住宅ローン控除を受ける人

※申告をしない場合、所得課税証明書の発行が遅れたり、各種福祉制度の支給が遅れる場合があります

## ◎「確定申告用納入済額のお知らせ」を郵送します

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります。

1月20日(水)ごろに控除可能額をまとめた「確定申告用納入済額のお知らせ」を郵送しますので、申告の際に持参してください。

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111 (内線223、224)

# 各地区ごとに差し替え(5種類)

## ◎医療費控除について

支払った医療費は必ずご自分で集計してください

医療費控除とは、自分や自分と生計が同じ親族が病気やけがなどで医療費を支払ったときに、下記の計算式で計算した金額を所得から差し引くことができるものです。

1月から12月までに支払った医療費	-	保険金などから補てんされる金額(高額療養費、高額介護サービス費、入院給付金など)	-	10万円 (所得金額が200万円未満の場合は、所得の5%の金額)	=	医療費控除額 (200万円限度)
-------------------	---	--	---	-------------------------------------	---	---------------------

### ○対象になるもの

医師・歯科医師による治療代・診療代、治療・療養のための医薬品の購入費、治療のためのはり師などによる施術、治療・診療を受けるために直接必要な通院費用・入院部屋代・松葉づえ代など

#### ①介護保険サービス(施設サービス)を受けている場合

施設名	医療費控除の対象金額の計算方法	対象とならないもの
<b>特別養護老人ホーム</b> <small>(介護老人福祉施設：いわくすの里、さつき園、羽衣園、ゆり花園、たかつほ、垂水の里など)</small>	<b>(介護保険自己負担額+食費+居住費) × 1 / 2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活費</li> <li>・日用品費</li> <li>・教育娯楽費</li> <li>・洗濯代</li> <li>・理容代</li> <li>・おやつ代</li> <li>・おこづかいなど</li> <li>・特別なサービス費用</li> </ul>
<b>老人保健施設</b> <small>(介護老人保健施設：三面の里、杏園、優和の里、関川愛広苑など)</small>	<b>介護保険自己負担額+食費+居住費</b>	
<b>介護療養型医療施設</b> <small>(療養型病床群等：肴町病院、村上記念病院、山北徳洲会病院など)</small>	<b>介護保険自己負担額+食費+居住費</b>	

※室料差額は、診療を受けるためにやむを得ず支払うものだけが医療費控除の対象となります

#### ②介護保険サービス(居宅サービス)を受けている場合

単独で対象となる居宅サービス (介護保険の対象となるものの自己負担額)	同じ月に、左の(医療系)居宅サービスを利用すると対象となる居宅サービス (介護保険の対象となるものの自己負担額)	医療費控除の対象とならない居宅サービス
<b>医療系サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所リハビリテーション(デイケア)</li> <li>・短期入所療養介護(ショートステイ)</li> </ul> ※医療系のショートステイは、介護老人保健施設や介護療養型医療施設への短期入所	<b>福祉系サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス (訪問介護。ただし、生活援助中心は除く)</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・通所介護(デイサービス)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・短期入所生活介護(ショートステイ)</li> </ul> ※福祉系のショートステイは、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)への短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>・有料老人ホームの特定施設入所者生活介護</li> <li>・福祉用具購入費</li> <li>・住宅改修費</li> <li>・福祉用具貸与</li> </ul>

### ○対象にならないもの

健康診断や美容整形の費用、予防接種や健康食品の費用、治療に必要としない近視などのメガネや補聴器などの費用、通院のための自家用車のガソリン代、薬局・ドラッグストアで購入した日用品など

### ○戻ってくる金額(還付金額)

医療費控除で還付される金額は、源泉徴収されていた所得税で確定申告により精算をされた税金額です(医療費ではありません)。このため、申告しても還付がない場合があります。

### ※6か月以上寝たきりの人のおむつ代について

おむつ代について医療費控除を初めて申告する場合は、おむつ代の領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

2年目以降は、本庁介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で交付する「おむつ使用確認書」で申告することができます。ただし、要介護認定を受けていて、一定の要件に該当する人が対象です。

■申請先・問い合わせ 介護高齢課介護保険室 ☎53-2111(内線362、363)  
または各支所地域振興課地域福祉室

■申告書事前整理シート

2月16日(月)から3月15日(火)までに申告をしましょう。

忘れ物はありませんか？

- 印鑑  通帳の口座番号などが分かるもの（還付がある場合のみ）

収入の種類は何ですか？



収入の種類	準備するもの	(注意事項)										
<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本） ※源泉徴収票がない場合、申告が受けられない場合がありますのでご注意ください	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         27年分 源泉徴収票                     </div> ←必ず「源泉徴収票」と記載されていますので、申告前に記載の有無と年分の確認をしてください。 無くした場合は、給与(年金)の支払者から再発行をしてもらってください。 ※市役所では発行できません										
<input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 土地の貸出	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 <input type="checkbox"/> 収支内訳書の内容が確認できる資料（領収書や請求書など）	収支内訳書を申告受け付け開始までに必ず作成してください。 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>収入</td><td>材料費〇〇円</td></tr> <tr><td>売り上げ〇〇円</td><td>通信費〇〇円</td></tr> <tr><td>必要経費</td><td>修繕費〇〇円</td></tr> <tr><td>地代家賃〇〇円</td><td>消耗品費〇〇円</td></tr> <tr><td>光熱水費〇〇円</td><td>雑費〇〇円</td></tr> </table>	収入	材料費〇〇円	売り上げ〇〇円	通信費〇〇円	必要経費	修繕費〇〇円	地代家賃〇〇円	消耗品費〇〇円	光熱水費〇〇円	雑費〇〇円
収入	材料費〇〇円											
売り上げ〇〇円	通信費〇〇円											
必要経費	修繕費〇〇円											
地代家賃〇〇円	消耗品費〇〇円											
光熱水費〇〇円	雑費〇〇円											
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入などが確認できる資料	準備するものは、事前に問い合わせるなどして、確認しておいてください。										

所得から控除する(差し引く)ものはありますか？

控除するもの	準備するもの	(注意事項)
<input type="checkbox"/> 医療費控除	<input type="checkbox"/> 領収書など 合計 _____ 円	必ず合計額を集計してください。 生命保険金や、高額医療費、出産一時金の支払いがあった場合は、その金額も集計しておいてください。
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除 (国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)	<input type="checkbox"/> 支払いが確認できるもの	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険会社が発行する控除証明書	通帳や振り込みの領収書ではなく、控除証明書を持参してください。なくした場合は、保険会社にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 障害者控除	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書のいずれか	
<input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除	(配偶者と死別・離婚・生死不明のいずれかを申告時に伝えてください)	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 控除を適用できることが分かるもの	準備するものは、事前に問い合わせるなどして、確認しておいてください。

※書類が足りない場合、申告の受け付けができない場合がありますのでご注意ください

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111(内線221、222)